

申請方法・申請書類

- 申請に必要な書類を徳島県ホームページよりダウンロードしてください。
- 妊孕性温存療法又は温存後生殖補助医療に係る費用の支払と同一年度内に申請を行ってください。
- ※やむを得ない事情により年度内に申請が難しい場合は、翌年度に申請することができますので、あらかじめご相談ください。

申請書類は
こちらから



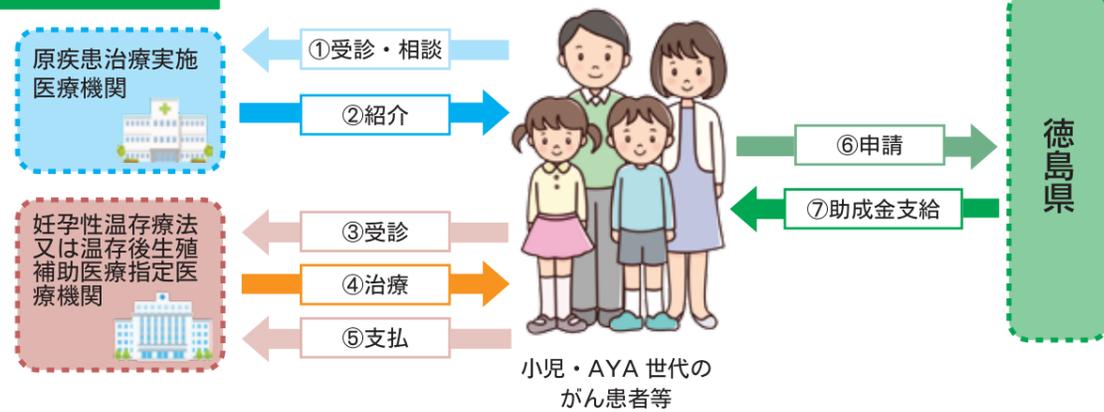
妊孕性温存療法

- ①様式第1-1号 助成申請書（妊孕性温存療法分）
- ②様式第1-2号 妊孕性温存療法実施医療機関証明書
- ③様式第1-4-1号 原疾患治療実施医療機関証明書
- ④様式第1-4-2号 化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表
- ⑤住民票の写し（原本）※個人番号の記載がなく、発行から3か月以内のもの
- ⑥<胚凍結の場合>戸籍謄本（原本）※発行から3か月以内のもの
※事実婚の場合は、両人の戸籍謄本、両人の住民票の写し、様式第1-5号（両人の事実婚関係に関する申立書）が必要です
- ⑦領収金額内訳証明書部分の領収書及び明細書の写し
- ⑧金融機関の通帳等の写し

温存後生殖補助医療

- ①様式第2-1号 助成申請書（温存後生殖補助医療分）
- ②様式第2-2号 温存後生殖補助医療実施医療機関証明書
- ③様式第1-4-1号 原疾患治療実施医療機関証明書
- ④様式第1-4-2号 化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表
- ⑤住民票の写し（原本）※個人番号の記載がなく、発行から3か月以内のもの
- ⑥戸籍謄本（原本）※発行から3か月以内のもの
※事実婚の場合は、両人の戸籍謄本、両人の住民票の写し、様式第2-4号（両人の事実婚関係に関する申立書）が必要です
- ⑦領収金額内訳証明書部分の領収書及び明細書の写し
- ⑧金融機関の通帳等の写し

手続きの流れ



申請窓口・お問合せ先

- 郵送先** 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県保健福祉部健康寿命推進課 **がん・疾病対策担当**
- ※郵送の場合、封筒に「妊孕性助成申請書在中」と記載し、できるだけ、特定記録や簡易書留等、記録が残る方法で送付してください。
※郵送料は申請者が負担してください。
- 持参する際の窓口** 徳島県保健福祉部健康寿命推進課 **がん・疾病対策担当**（県庁2階）
<受付時間> 平日午前9時から午後5時まで

徳島県保健福祉部健康寿命推進課 **がん・疾病対策担当**
TEL：088-621-2999

にんようせい
妊孕性温存療法・温存後生殖補助医療

に関する助成事業のご案内



妊孕性（にんようせい）とは、「妊娠するための力」のことをいい、女性にも男性にもかわることです。

がん等の治療では、手術や薬物療法、放射線治療などにより生殖機能が低下したり、失われたりする可能性があります。将来、子どもを持つ可能性を残すため、「妊孕性温存療法」という選択肢が加わりました。

徳島県では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代（思春期・若年成人）のがん患者等が希望を持って治療に取り組めるよう、「妊孕性温存療法」及び凍結保存していた卵子等を使って妊娠を試みる「温存後生殖補助医療」に要する費用の一部を助成しています。



妊孕性温存療法



妊孕性温存療法とは

がん治療として行う、手術や薬物療法、放射線治療などにより生殖機能が低下したり、失われたりすることがあります。そのため、がん治療の前に胚(受精卵)、卵子、卵巣組織、精子を採取し長期的に凍結保存することで、将来子どもを持つ可能性を残すことができます。

助成の対象になる方

本事業の補助対象となる方は、次の項目のすべてに該当する方です。

- (1) 申請日において徳島県内に住所を有する方
- (2) 指定医療機関において実施された妊孕性温存療法による凍結保存時に **43歳未満**の方
- (3) 次のいずれかの原疾患の治療を受ける方
 - ・「小児・AYA 世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(一般社団法人日本癌治療学会) の妊孕性低下リスク分類に示された治療
 - ・長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患
 - ・造血幹細胞移植が実施されるがん以外の疾患
 - ・アルキル化剤が投与されるがん以外の疾患
- (4) 生殖医療医と原疾患主治医により、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- (5) この事業に基づく研究への臨床情報等の提供に同意できる方
- (6) 申請を行う助成対象費用について、重複して他制度の助成等を受けていない方

対象となる治療・助成上限額

| 対象となる治療 | 1回あたりの助成上限額 |
|-------------------------|-------------|
| ①胚(受精卵)凍結に係る治療 | 35万円 |
| ②未受精卵凍結に係る治療 | 20万円 |
| ③卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植を含む) | 40万円 |
| ④精子凍結に係る治療 | 2万5千円 |
| ⑤精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療 | 35万円 |

※ただし、治療に直接関係のない費用(入院室料、食事療養費、文書料等)および凍結保存の維持に係る費用(更新料)は対象外です。

助成回数

通算2回まで

※異なる治療を受けた場合であっても、通算2回までとなります

県内の指定医療機関

| 病院名 | 所在地 | 連絡先 |
|--------|---------------|--------------|
| 徳島大学病院 | 徳島市蔵本町2丁目50-1 | 088-633-7175 |

※他の都道府県が指定した医療機関で治療を受けた場合も対象となります



温存後生殖補助医療



温存後生殖補助医療とは

がん等の治療で妊孕性が低下する前に保存を行った胚(受精卵)、未受精卵子、卵巣組織、精子を使用して妊娠を目指す治療です。

助成の対象になる方

本事業の補助対象となる方は、次の項目のすべてに該当する方です。

- (1) 申請日において徳島県内に住所を有する方
- (2) 指定医療機関において実施された温存後生殖補助医療の治療期間の初日における妻の年齢が **43歳未満**の方
- (3) 夫婦のいずれかが、妊孕性温存療法の対象者の条件を満たし、妊孕性温存療法を受けた後に温存後生殖補助医療を受けた場合で、温存後生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に判断された方
- (4) 生殖医療医と原疾患主治医により、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- (5) この事業に基づく研究への臨床情報等の提供に同意できる方
- (6) 婚姻関係が認められる方(事実婚を含む)
- (7) 申請を行う助成対象費用について、重複して他制度の助成等を受けていない方

対象となる治療・助成上限額

| 対象となる治療 | 1回あたりの助成上限額 |
|-----------------------|-------------|
| ①凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 | 10万円 |
| ②凍結した未受精卵凍結を用いた生殖補助医療 | 25万円 ※1 |
| ③凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 | 30万円 ※1~4 |
| ④凍結した精子を用いた生殖補助医療 | 30万円 ※1~4 |

※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

※ただし、治療に直接関係のない費用(入院室料、食事療養費、文書料等)および凍結保存の維持に係る費用(更新料)は対象外です。

助成回数

初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が

・**40歳未満の場合：通算6回まで**

・**40歳以上の場合：通算3回まで**

県内の指定医療機関

※出産した場合は助成回数がりセットされます

| 病院名 | 所在地 | 連絡先 |
|--------|---------------|--------------|
| 徳島大学病院 | 徳島市蔵本町2丁目50-1 | 088-633-7175 |

※他の都道府県が指定した医療機関で治療を受けた場合も対象となります